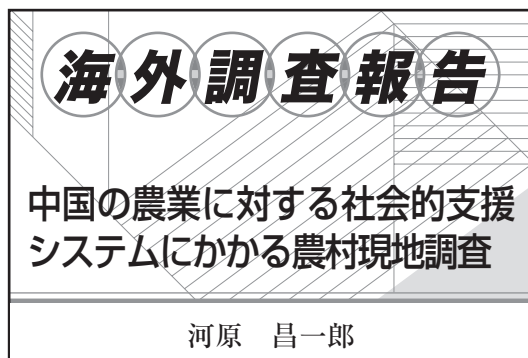




今回の出張（9月10日～29日）は、国際農林水産業研究センター（JIRCAS）を中心として実施されている日中共同研究プロジェクト「中国食料の生産と市場の変動に対応する安定供給システムの開発」の第3年度の研究調査の一環として行ったものである。

本出張では、前年度までの調査結果を踏まえつつ、中国の農業組織化の課題について補完的な検証を行い、政策提言に結びつける観点から、吉林省輝南県・梨樹県および浙江省海塩県・台州市において、農民專業合作組織の販売事業の手法、機能、課題等を重点として現地調査を実施した。なお、現地調査は、地元県市・郷鎮政府、農民專業合作組織の関係者からの聞き取り、資料収集等の方法によって行った。

調査を実施した合作組織は、①輝南鎮稻鴨共有綠色優質米協會（コメ、輝南県）、②永興村黃煙協會（タバコ、輝南県）、③輝農梗稻科學技術開發有限公司（コメ、輝南県）、④梨樹富邦農牧發展合作連社（生豚、梨樹県）、⑤夏家農民合作社（生豚、梨樹県）、⑥高家農業合作社（農業機械、梨樹県）、⑦元通養兔業生產合作社（ウサギの毛、海塩県）、⑧銀珠米業工貿有限公司（コメ、海塩県）、⑨上盤カリフラワー産業合作社（カリフラワー、台州市臨海市）の9組織である。

前回までの調査で、中国の專業合作組織の販売事業の手法としては、主として相対型（合作組織の仲介、情報提供等の下で会員と仲買人が直接に相対で取引をする型）、買取型（合作組織または会社が会員の農産物を買収する型）、代理型（合作組織が会員の委託を受けて共同販売する型）の3つがあること

が観察されていたが、今回調査を実施した合作組織においてもこれらの手法を用いて販売事業が実施されていることが確認された。相対型の合作組織は②、⑤（一部）、買取型は①、③、④、⑦、⑧、⑨、代理型は⑤（一部）である。

なお、⑥は主として農業機械化のための合作組織である。

今回の調査を通じて、①相対型の機能は、主として市場補完であるが、最終的な取引条件が会員農家と仲買人との相対の協議にまかされているため、会員農家の取引上の地位が十分に強化されたとは言えないこと、②買取型は、合作組織（または会社）と会員農家とが互いに取引の相手方であり、利益が相反するため、この調整のあり方が明確にされる必要があること、③代理型は合作組織と農家との間の利害調整に大きな問題はないが、農村信用社の口座取引をもっと積極的に活用する必要があること等の課題があらためて明らかとなった。

なお、現在、中国では農民專業合作組織に関する法案の検討が進められている。これまで全人代で2回の審議が行われ、10月には3回目の審議が行われる予定となっている。当初は、專業協會と專業合作社の両者を対象とした農民專業合作組織法案が検討されていたが、現在は專業合作社だけを対象とした農民專業合作社法案となっている。これは、專業協會は形態が極めて多様であり、法による制度化に現状では十分なじまないと判断されたためと考えられる。浙江省政府担当者によれば、現在の法案には、①規定が細かく弾力的運用に欠けること、②出資の保護よりも1人1票という社員の平等を重視していること（なお、第2回審査では1人多票も可能となった。）、③登録資本金を規定していないため銀行からの借金に難があることという問題があるという。浙江省が合作社の企業的運営を重視する一方で、中央政府は國際的な協同組合原則に則った制度化をまず検討しているようである。ただし、中国では合作社に公司を会員として取り込んだ形が多いことから、協同組合原則との調整は難しい課題であろう。